

大槌町妊婦一般健康診査実施要領

令和5年8月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、妊婦の健康保持及び増進並びに異常の早期発見、早期治療を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく、健康診査（以下「健診」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 実施対象者は、健診の時点において町内に住所を有する妊婦を対象とする。

(健診)

第3条 健診は、町が委託契約した岩手県内の医療機関（以下「委託医療機関」という。）、助産所及び岩手県以外の都道府県に所在する医療機関（以下「県外医療機関等」という。）で行うものとする。

2 健康診査の種類及び実施については別表のとおりとする。

(受診票の交付)

第4条 町長は、母子保健法の規定により妊娠の届出をした者に対し、妊婦一般健康診査受診票（様式第1から第8まで）（以下「受診票」という。）を交付するものとする。

2 町長は、妊娠の届出後に町内に住所を移した者については、妊婦一般健康診査受診票交付申請書兼母子健康手帳発行申請書（様式第9）を提出させ、受診票を交付するものとする。ただし、転入前の住所地で既に当該市町村が実施する健康診査を受診している場合は、当該健診分を除いて受診票を交付するものとする。

3 町長は、前2項の規定により受診票の交付を受けた者（以下「受診者」という。）で受診票再発行の申出があったときは、前項の申請書を提出させ、受診票の欄外に「再交付」と朱書きして交付するものとする。

(受診票の有効期間)

第5条 受診票の有効期間は、交付日から分娩前までとする。

(受診の手続き)

第6条 受診者が健診を受けようとする時は、委託医療機関に受診票を提出するものとする。ただし、受診者の都合により委託医療機関で受診することが困難である時は、県外医療機関で受診することができる。

(健診の実施)

第7条 委託医療機関は、前条の規定により受診票が提出された時は、受診者の住所地を確認し、健診を行うものとする。

(費用の請求)

第8条 健診を行った委託医療機関は、健診結果の報告とともに各月分をまとめて、別表に定める額に基づき、町長に請求するものとする。

2 町長は委託医療機関から第1項に基づく費用の請求があった時は、その内容を審査

して、請求書の受付日から30日以内に支払うものとする。

(償還払いの請求)

第9条 県外医療機関等で健診を行った場合における費用は、受診者が負担するものとする。

2 前項の規定により、健診の費用を負担した受診者が当該費用の償還払いを受けようとする時は、里帰り出産等に係る妊婦健康診査費用償還払い申請書(様式第10)に県外医療機関等が発行した領収書を添付して町長に提出するものとする。この場合において、助成を受けることができる金額は、別表に定める額を限度とする。

3 町長は、前項の規定により助成金の申請があった時は、速やかにその内容を審査し、対象者に支払うものとする。

(費用の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により費用の請求又は償還払い金の交付を受けた者がある時は、その者から当該費用若しくは償還払い金の一部または全部を返還させることができる。

(事後指導)

第11条 委託医療機関及び県外医療機関等は、健診の結果必要な事項について適切な保健指導を行うものとする。

2 町長は、健診の結果に基づき、妊婦またはその家族に対して必要に応じ保健指導を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 本事業の関係者は、この事業の実施にあたり大槌町個人情報保護条例(平成17年6月16日条例第9号)の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。